

兵庫県社会賞規則

昭和47年5月23日

兵庫県規則第44号

（目的）

第1条 この規則は、人間の連帯を基調とした明るく豊かな地域社会又は職域づくりに貢献して、その功績が顕著な者に兵庫県社会賞を贈って、これを表彰することにより、生きがいのある兵庫県の創造を促進することを目的とする。

（表彰の範囲）

第2条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者を表彰することがある。

- (1) 社会奉仕活動等を通じて明るく豊かな地域社会又は職域づくりに貢献した者
- (2) 文化活動、ステージ等を通じて明るく豊かな地域社会又は職域づくりに貢献した者
- (3) 環境の整備、美化活動等を通じて明るく豊かな地域社会又は職域づくりに貢献した者
- (4) その他明るく豊かな地域社会又は職域づくりに貢献した者

（表彰の方法）

第3条 前条の規定による表彰（以下「表彰」という。）は、表彰状及び副賞として賞金又は賞品を授与して行なう。

（表彰の期日）

第4条 表彰は、毎年11月3日に行なう。ただし、特別の理由により他の期日に表彰することが適当と認められる場合は、当該他の期日に行う。

（公表）

第5条 表彰を受けた者の住所及び名称、その功績、その他必要な事項は、県公報に登載する。

（補則）

第6条 この規則に定めるもののほか、表彰について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年10月21日規則第88号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年11月1日規則第38号）

この規則は、公布の日から施行する。